別記様式第２（第16条関係）

正	副

申請手数料

（表）

開発行為許可申請書

都市計画法第29条第１項の規定により、開発行為の許可を申請します。

年　　月　　日

多治見市長　様

住　所

申請者

氏　名

（名称及び代表者名）

（電話　　－　　）

開発行為の概要	1	開発区域に含まれる地域の地名地番	（仮換地　　）
	2	開発区域の面積	公　簿　　平方メートル 実　測　　平方メートル
	3	予定建築物等の用途	
	4	工事施行者住所氏名	（電話　　―　　）
	5	工事予定期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで
	6	自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	自己の居住の用、自己の業務の用、その他
	7	法第３４条の該当号及び該当する理由	
	8	開発区域にかかっている用途地域の名称	
	9	その他必要な事項	
※　許可に付した条件			
※多治見市受付		※備考	

※印欄は、記載しないこと。

（注）裏面の記載方法を参照してください。

連絡先

（電話　　－　　）

（裏）

開発行為許可申請書の記載方法

１．都市計画法の開発許可を受けた工事で、当該工事内容が盛土規制法の許可が必要な規模の場合については、盛土規制法の許可を受けたものとみなされる（みなし許可）ため、盛土規制法における許可申請等の手続きは不要となります。

２．許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

３．１欄は、開発場所の地名地番(土地改良区域内・土地区画整理事業区域内であれば旧地番と仮換地地番)を記載してください。

４．２欄は、土地の登記事項証明書の地積及び実測面積を記載してください。

５．３欄は、予定建築物等の用途、利用目的等を詳しく記載してください。

（１） 予定建築物の用途の中に工場(作業所)がある場合は、その業種、床面積及び動力の大きさ等を(　　)書きで併記してください。

（２） 分譲住宅、賃貸住宅、従業員住宅等の場合は、その旨並びに区画数、棟数及び戸数を(　　)書きで併記してください。

(例) 工場(自動車修理・○○馬力・○○㎡)、倉庫(建築材料倉庫)等、専用住宅、専用住宅(共同建１棟10戸)、専用住宅(長屋建１棟４戸)、専用住宅(分譲住宅10区画10棟10戸)、専用住宅(従業員住宅３区画３棟３戸)、店舗(飲食店)併用住宅

６．４欄は、工事を直接行う者を記載し、自分で行うときは「直営」と記載してください。

７．５欄は、敷地の造成(開発行為)の着手予定年月日と完了予定年月日を記載してください。
(建築物の建築期間は、含めないでください。)

８．６欄は、該当事項を□で囲んでください。

(例) 自己の居住の用：開発行為者が自ら自己の居住のための住宅用地として利用するもの
自己の業務の用：自己(法人)の工場、自己の店舗、ホテル、旅館等
その他：宅地分譲、分譲住宅、従業員住宅(寮)、賃貸住宅、貸店舗、貸事務所、貸倉庫等

９．７欄は、市街化調整区域内における開発行為の場合に記載してください。
(法第34条)

第１号・・・周辺地域に居住している者の日常生活に必要な物品の販売、加工、修理等の業務を営む店舗、事業場等の建物
第２号・・・市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源の有効な利用上必要な建物
第３号・・・(政令が定められていないので本号に該当する取扱いはありません。)
第４号・・・農林漁業の用に供する建物(開発許可を不要とされている建築物を除く。)
第５号・・・農林業等活性化基盤施設である建築物
第６号・・・中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する建物
第７号・・・市街化調整区域内に現存する工場と密接な関連(製品、原料、工程等について)を有する事業の用に供する建物
第８号・・・危険物の貯蔵処理のための施設
第９号・・・沿道サービス施設等の建築物
第10号・・・地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物
第11号・・・条例で指定する区域内において、条例で定める内容に適合する建築物
第12号・・・条例で定められた区域、内容に適合する建築物
第13条・・・既存権利者の届出に基づき、５年以内に自己の居住又は業務の用に供する建物
第14号・・・周辺の市街化を促進することなく、かつ、市街化区域に建てることが困難か不適当な施設(審査会の審査を要する。)

10. ８欄は、行為地が都市計画法により現在指定されている用途地域を記載してください。
(例) 第１種低層住居専用地域、準工業地域等。市街化調整区域の場合は、無指定と記載してください。

11. ９欄は、開発行為の内容を審査するにあたって参考となる事項等を記載してください。
(例) 農地法第５条許可申請中、森林法第10条の２許可申請中等